

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
整備新幹線整備事業費補助繰入基準

平成15年10月1日機構規程第110号
平成17年4月1日機構規程第1号
平成17年4月27日機構規程第12号
平成19年4月2日機構規程第1号
平成20年3月26日機構規程第59号
平成22年11月18日機構規程第58号
平成24年6月29日機構規程第8号
平成29年3月30日機構規程第87号
令和3年3月31日機構規程第103号
令和3年4月1日機構規程第10号

(通則)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号。以下「機構法」という。）第17条第2項に基づき実施する整備新幹線整備事業費補助（以下「補助金」という。）の繰り入れは、機構法及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

(目的)

第2条 この繰入基準は、機構が行う補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を適切に実施するため、助成勘定から建設勘定に対し繰り入れする補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、補助金の繰り入れその他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この繰入基準において、「一体施工者」とは、整備新幹線駅及びその周辺に公共・公益的な施設を設置することを計画し、その施設と整備新幹線駅施設の全部又は一部を一体的に整備合築しようとする者をいう。

2 この繰入基準において、「一体施工部分」とは、一体施工者が設置しようとする公共・公益的な施設と一体的に整備合築することが適当と判断された整備新幹線駅施設の全部又は一部をいう。

3 この繰入基準において、「整備新幹線駅緊急整備事業」とは、機構及び一体施工者の申請に基づき、一体施工部分を先行的に整備することを国土交通大臣（以

下「大臣」という。)が認定した事業をいう。

(補助金の対象事業等)

第4条 補助対象事業は、機構が行う法第12条第1項第1号に定める整備新幹線整備事業で別表1に掲げるものとする。

2 補助金繰入額については、別表2に掲げる補助金繰入額の算出方法により算出される額の範囲内であって、かつ、予算の範囲内とする。

3 補助金の補助対象経費（以下「対象経費」という。）及び補助金繰入額の算出方法は、別表2に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長（以下「副理事長」という。）は、建設勘定への補助金の繰り入れを受けようとするときは、第1号様式による申請書を理事長に提出するものとする。

2 副理事長は、補助金繰入決定額の変更を受けようとするときは、第2号様式による変更申請書を理事長に提出するものとする。

(補助金の繰入決定の通知)

第6条 理事長は、前条の規定による補助金繰入申請書の提出があったときは、これを審査し、所要の手続きのうえ補助金の繰入決定を行い、前条第1項の場合は、第3号様式による補助金繰入決定通知書により、前条第2項の場合は、第4号様式による補助金繰入決定変更通知書により、副理事長に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 副理事長は、補助金繰入決定の内容又はこれに付した条件に不服があることにより、補助金繰入申請を取り下げようとするときは、理事長が指定する期日までにその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 副理事長は、次の各号に該当するときは、あらかじめ第5号様式による申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、申請書には理由書を添付するものとする。

(1) 対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、大臣が、整備新幹線整備事業費補助交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項において別に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助金の繰入決定を受けた後の事情の変更による特別の事由が生じたため、当該事業を中止、又は、廃止しようとするとき。

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要に応じ補助金繰入決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(状況報告)

第9条 副理事長は、補助対象事業の遂行状況について、理事長の要求があったときは、速やかに第6号様式による事業実施状況報告書を理事長に提出するものとする。

2 副理事長は、補助対象事業が補助対象事業を実施する年度（以下「事業年度」という。）内に完了しない見込みであるときは、第6号様式による事業実施状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに理事長に提出するものとする。

3 副理事長は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに第6号様式による事業実施状況報告書にその理由を付して、理事長に報告し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第10条 副理事長は、補助対象事業を完了したときは、その日から20日を経過した日又はその日の属する国の会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに第7号様式による事業完了実績報告書に参考となるべき資料を添え、これを理事長に提出するものとする。ただし、補助対象事業が事業年度内に完了しないときは、第8号様式による事業年度終了実績報告書を翌年度の4月20日までに理事長に提出するものとする。

(額の確定等)

第11条 理事長は、前条本文に定める事業完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、所要の手続きのうえ、補助金の繰り入れ額を確定し、第9号様式により、副理事長に通知するものとする。

2 副理事長は、建設勘定に繰り入れるべき補助金の額の確定通知を受けた場合において、既にその額を超える補助金の繰り入れを受けているときは、その超える部分の補助金の建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとるものとする。

3 前項の補助金の建設勘定から助成勘定への繰入期限は、当該繰入金の額の確定通知された日から10日以内とし、期限内に繰り入れがない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算して得た額を加えた額を繰り入れるものとする。

(補助金の概算繰入の請求)

第12条 副理事長は、補助金の概算繰入を受けようとするときは、第10号様式による請求書を理事長に提出するものとする。

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、適正化法施行令第13条第4号又は第5号の規定により、

大臣が定める取得財産等を、補助金の繰り入れの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、大臣が交付要綱第13条第1項において別に定める期間を超過した場合を除き、あらかじめ、理事長の承認を得てこれを行うものとする。

- 2 当該年度の補助対象事業の完了後、残存する機械及び器具等は、次年度以降における整備新幹線整備事業に継続して使用することができるものとする。

(収入の処理)

第14条 機構は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、大臣が交付要綱第14条において別に定めるところに従い、処理するものとする。

(繰入金の経理)

第15条 機構は、補助対象事業についての収入支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して繰入金の使途を明らかにしておくものとする。

- 2 機構は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整備して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。

(取得財産等に関する整理)

第16条 機構は、取得財産等に関する帳簿を備え、取得財産等の取得の状況及びその累積額を明らかにしておくものとする。

(実施細目)

第17条 第8条第1項第1号及び第14条の大臣が別に定める事項、その他この繰入基準の実施細目に関して必要な事項は、交付要綱第17条に基づき国土交通省鉄道局長が定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この繰入基準は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 前項に規定する適用の日前に交付決定が行われた補助金については、建設勘定に対して補助金の繰り入れ決定したものとみなし、機構法第17条第2項を適用のうえ、この繰入基準の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 前項に規定する適用の日前に繰入決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項に規定する適用の日前に繰入決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項に規定する適用の日前に繰入決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金に係る財産から適用する。
- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 前項に規定する適用の日前に繰入決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1 対象事業

路 線 名	工 事 区 間	工 事 内 容
北海道新幹線	新青森～新函館(仮称)	平成17年4月27日 工事実施計画認可の工事
	新函館(仮称)～札幌	平成24年6月29日 工事実施計画認可の工事
東北新幹線	八戸～新青森	平成10年3月12日 工事実施計画認可の工事
北陸新幹線	長野～金沢	
	(長野～上越(仮称))	(平成10年3月12日 工事実施計画認可の工事)
	(上越(仮称)～富山)	(平成13年4月25日 工事実施計画認可の工事)
	(富山～金沢)	(平成17年4月27日 工事実施計画認可の工事)
	金沢～敦賀	平成24年6月29日 工事実施計画認可の工事
九州新幹線	博多～新八代	平成13年4月25日 工事実施計画認可の工事
	武雄温泉～長崎	平成24年6月29日 工事実施計画認可の工事

(注) 工事内容には、全国新幹線鉄道整備法第9条及び附則第11項に基づく変更認可の工事を含む。

別 表 2

対 象 経 費			補 助 金 の 額 の 算 出 方 法
工事費	用 地 費	本 線 工 事 (整備新幹線駅緊急整備事業を除く。)	対象経費から貸付料等を除いた額に 2 / 3 を乗じて得られた額から繰入金及び後年度繰入金充当収入のうち対象経費の一部に充てる額を除いた額とする。
		本 線 工 事 (整備新幹線駅緊急整備事業に限る。)	
		共 通 経 費	
	本工事費	本 線 工 事 (整備新幹線駅緊急整備事業を除く。)	
		本 線 工 事 (整備新幹線駅緊急整備事業に限る。)	
		共 通 経 費	
管 理 費		共 通 経 費	

- (注) 1. 本線工事とは、線路、駅その他の主体等の鉄道線路に係る工事をいう。
2. 共通経費とは、車両基地、保守基地、変電、指令、軌間可変電車の導入に伴い必要となる施設、工事用機械、工事用建物、諸建物、(保守用建物、運転関係建物及び電気機器用建物をいう。)工事附帯事務費、管理費をいう。
3. 管理費とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられるものとする。
4. 本線工事(整備新幹線駅緊急整備事業に限る。)における対象経費は、一体施工者の負担額を差し引いた額とする。
5. 貸付料等とは、全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和45年政令第272号)第7条第2項に規定する国土交通大臣が定める額をいう。
6. 繰入金とは、機構法第17条第3項の規定により建設勘定に繰り入れることとなる繰入金をいう。
7. 後年度繰入金充当収入とは、全国新幹線鉄道整備法施行令第7条第2項第1号に規定する後年度繰入金充当収入をいう。

(第 1 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業費補助繰入申請書

年度整備新幹線整備事業費補助の繰入を申請したいので、独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平成 1
5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を
添え、下記のとおり申請します。

記

1. 事業の目的及び内容

2. 添付書類

年度整備新幹線整備事業箇所別調書 （第 1 号様式 別紙 1）

年度整備新幹線整備事業計画表 （第 1 号様式 別紙 2）

年度整備新幹線整備事業計画内訳 （第 1 号様式 別紙 3）

(第1号様式 別紙1)

年度整備新幹線整備事業箇所別調書

(単位：千円)

区分 補助事業名	総工事費	完成予定年月日	年度まで実績額	年度計画額	備考
合 計					

- (注) 1. 実績額は、前年度までの補助金の額の累計額を計上する。
2. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。
3. 備考欄に、前年度までの新幹線鉄道整備事業資金貸付金の貸付実績額及び一体施工者負担額の実績額を記載する。

(第 1 号様式 別紙 2)

年度整備新幹線整備事業計画表

(補助事業名)

(単位：千円)

費 目 区 分	年度まで実績額	年度計画額	備 考
工事費 用地費 本工事費 路 盤 費 橋 梁 費 隧 道 費 軌 道 費 停 車 場 費 車庫・検査修繕施設費 諸 建 物 費 電 灯 ・ 電 力 線 路 費 通 信 線 路 費 運 転 保 安 設 備 費 防 護 設 備 費 防 連 絡 設 備 費 電 車 線 路 費 発 電 所 ・ 変 電 所 費 工 事 用 建 物 費 工 事 用 機 械 費 工 事 附 帯 費 管理費			
合 計			

- (注) 1. 実績額は、前年度までの補助金の額の累計額を計上する。
2. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第 30 条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。
3. 備考欄に、前年度までの新幹線鉄道整備事業資金貸付金の貸付実績額及び一体施工者負担額の実績額を記載する。

(第1号様式 別紙3)

年度整備新幹線整備事業計画内訳

(補助事業名)

(単位：千円)

費 目			事業費	一 体 施 工 者		補助対象 事 業 費	貸付料等	繰 入 金	後 繰 入 金 充 入 度 収 入	補助金額	地 域 負担額	備 考
				負担率	負担額							
工事費	用 地 費	本 線 工 事 ※ 1										
		本 線 工 事 ※ 2										
		共 通 経 費										
	本工事費	本 線 工 事 ※ 1										
		本 線 工 事 ※ 2										
		共 通 経 費										
管 理 費		共 通 経 費										
計												

- (注) 1. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。
2. 補助対象事業費とは、事業費から一体施工者負担額を差し引いた額である。
3. ※1欄には、本線工事のうち整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を除いた額を、※2欄には、整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を記載する。

(第 2 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業費補助繰入決定額の変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって繰入決定の通知を受けた
年度整備新幹線整備事業費補助の繰入決定額の変更を受けたいので、関係書類を
添えて下記のとおり申請します。

記

1. 変更を必要とする理由

2. 添付書類

年度整備新幹線整備事業箇所別変更調書 (第 2 号様式 別紙 1)

年度整備新幹線整備事業計画変更表 (第 2 号様式 別紙 2)

年度整備新幹線整備事業計画変更内訳 (第 2 号様式 別紙 3)

(第2号様式 別紙1)

年度整備新幹線整備事業箇所別変更調書

(単位：千円)

区分 補助事業名	総工事費	完 成 予 定 年 月 日	年度まで 実 績 額	年 度			備 考
				計 画 額	変更増△減額	変更後計画額	
合 計							

- (注) 1. 実績額は、前年度までの補助金の額の累計額を計上する。
2. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。
3. 備考欄に、前年度までの新幹線鉄道整備事業資金貸付金の貸付実績額及び一体施工者負担額の実績額を記載する。

(第2号様式 別紙2)

年度整備新幹線整備事業計画変更表

(補助事業名)

(単位：千円)

費 目 区 分	年度まで 実 績 額	年 度			備 考
		計 画 額	変更増△減額	変更後計画額	
工事費 用地費 本工事費 路 盤 費 橋 梁 費 隧 道 費 軌 道 費 停 車 場 費 車庫・検査修繕施設費 諸 建 物 費 電 灯 ・ 電 力 線 路 費 通 信 線 路 費 運 転 保 安 設 備 費 防 護 設 備 費 防 連 絡 設 備 費 電 車 線 路 費 発 電 所 ・ 変 電 所 費 工 事 用 建 物 費 工 事 用 機 械 費 工 事 附 帯 費 管理費					
合 計					

- (注) 1. 実績額は、前年度までの補助金の額の累計額を計上する。
2. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。
3. 備考欄に、前年度までの新幹線鉄道整備事業資金貸付金の貸付実績額及び一体施工者負担額の実績額を記載する。

(第2号様式 別紙3)

年度整備新幹線整備事業計画変更内訳

(補助事業名)

(単位：千円)

費 目			事業費	一 体 施 工 者		補助対象 事 業 費	貸付料等	繰 入 金	後 繰 入 金 充 当 収 入	補助金額	地 域 負担額	備 考
				負担率	負担額							
工事費	用 地 費	本 線 工 事※ 1										
		本 線 工 事※ 2										
		共 通 経 費										
	本工事費	本 線 工 事※ 1										
		本 線 工 事※ 2										
		共 通 経 費										
管 理 費		共 通 経 費										
計												

(注) 1. 当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるように記載すること。

2. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。

3. 補助対象事業費とは、事業費から一体施工者負担額を差し引いた額である。

4. ※1欄には、本線工事のうち整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を除いた額を、※2欄には、整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を記載する。

5. 「雑収入」は、整備新幹線整備事業費補助交付要綱実施細目（平成4年8月6日付け鉄幹第44号の2・鉄施第145号の2）第4条の規定に定めるもの。）があるときは、（ ）書きにより外数で計上すること。

(第3号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長

年度整備新幹線整備事業費補助の繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度
整備新幹線整備事業費補助の繰入決定については、独立行政法人鉄道建設・運
輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平成15年10月1
日機構規程第110号。以下「繰入基準」という。）第6条の規定により、下
記のとおり繰り入れすることに決定したので通知する。

記

1. 補助金の額 円
2. 補助対象事業の目的、内容及び事業に要する経費の配分は、年 月 日
付け 第 号による繰入申請書記載のとおりとする。
3. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第18
0号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに繰入基準の定め
るところによる。
4. この補助金の繰入決定の内容又は条件に不服がある場合における繰入基準
第7条の規定による補助金の繰り入れ申請の取下げをすることができる期限
は、年 月 日とする。

(第 4 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長

年度整備新幹線整備事業費補助の繰入決定変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって繰入決定額の変更申請
のあった 年度整備新幹線整備事業費補助については、下記のとおり繰入
決定を変更したので通知する。

記

1. 補助金の額 繰入決定済額 円
今回繰入決定額 円
繰入決定額計 円
2. 補助対象事業の目的、内容及び事業に要する経費の配分は、 年 月 日
付け 第 号による繰入変更申請書記載のとおりとする。
3. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律180号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに繰入基準の定めるところによる。
4. この補助金の繰入決定の内容又は条件に不服がある場合における独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準第7条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、 年 月 日とする。

(第5号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業費補助繰入決定額の

経費配分変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって繰入決定を受けた 年度整備
新幹線整備事業費補助の繰入決定額について、経費配分の変更の承認を受
けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 経費配分を変更する理由

2. 添付書類

年度整備新幹線整備事業箇所別変更調書 (第2号様式 別紙1)

年度整備新幹線整備事業計画変更表 (第2号様式 別紙2)

年度整備新幹線整備事業計画変更内訳 (第2号様式 別紙3)

(第 6 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業実施状況報告書

年度の整備新幹線鉄道整備事業の実施状況について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平成15年10月1日機構規程第110号）第9条第1項又は第2項又は第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

（注）別紙については、繰入基準第9条第1項の場合は別紙1、第9条第2項の場合は別紙2、第9条第3項の場合は別紙3とする。

(第6号様式 別紙1)

年度整備新幹線整備事業実施状況表 (その1)

(補助事業名)

(単位：千円)

費 目	計 画 額 A	実 績 額 B	実 績 率 B/A (%)	計画額との差額 A - B	今 後 の 実 施 見 込 額				備 考
					第 四 半 期	第 四 半 期	第 四 半 期	その他	
工事費 用地費 本工事費 路 盤 費 橋 梁 費 隧 道 費 軌 道 費 停 車 場 費 車庫・検査修繕施設費 諸 建 物 費 電 灯 ・ 電 力 線 路 費 通 信 線 路 費 運 転 保 安 設 備 費 防 護 設 備 費 防 連 絡 設 備 費 電 車 線 路 費 発 電 所 ・ 変 電 所 費 工 事 用 建 物 費 工 事 用 機 械 費 工 事 附 帯 費 管理費									
合 計									

- (注) 1. 計画額に変更があった場合は、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるよう記載すること。
2. 実績額は、本報告の対象となる年度の繰入決定に係る額を計上する。
3. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。

(第6号様式 別紙2)

年度整備新幹線整備事業実施状況表 (その2)

(補助事業名)

(単位：千円)

費 目	計 画 額 A	3 月 末 ま で の 実施見込額 B	計画額との差額 A－B	計 画 額 と の 差 額 の 内 訳		理 由
				年度内に完了しない分	そ の 他	
工事費 用地費 本工事費 路 盤 費 橋 梁 費 隧 道 費 軌 道 費 停 車 場 費 車庫・検査修繕施設費 諸 建 物 費 電灯・電力線路費 通信線路費 運転保安設備費 防護設備費 連絡設備費 電車線路費 発電所・変電所費 工事用建物費 工事用機械費 工事附帯費 管理費						
合 計						

- (注) 1. 計画額に変更があった場合は、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるよう記載すること。
2. 実施見込額は、本報告の対象となる年度の繰入決定に係る額を計上する。
3. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。

(第6号様式 別紙3)

年度整備新幹線整備事業実施状況表 (その3)

(補助事業名)

(単位：千円)

費 目	計 画 額 A	年 月 日 ま で の 実施見込額 B	計画額との差額 A－B	計画額との差額の内訳		理 由
				遂行が困難となった分	そ の 他	
工事費 用地費 本工事費 路 盤 費 橋 梁 費 隧 道 費 軌 道 費 停 車 場 費 車庫・検査修繕施設費 諸 建 物 費 電灯・電力線路費 通信線路費 運転保安設備費 防護設備費 連絡設備費 電車線路費 発電所・変電所費 工事用建物費 工事用機械費 工事附帯費 管理費						
合 計						

- (注) 1. 計画額に変更があった場合は、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるよう記載すること。
2. 実施見込額は、本報告の対象となる年度の繰入決定に係る額を計上する。
3. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。

(第 7 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業完了実績報告書

年度整備新幹線整備事業の完了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 1 0 号）第 1 0 条本文の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙 1) 年度整備新幹線整備事業完了実績表

(別紙 2) 年度整備新幹線整備事業完了実績調書

(第7号様式 別紙1)

年度整備新幹線整備事業完了実績表

(補助事業名)

(単位：円)

区 分 費 目	計画額 A	実績額 B	計画額との差額 C = A - B	雑収入 D	精算補助金額 E = B - D	補助金既受領額 F	差引補助金未受領(Δ 返還)額 G = E - F	備考
工事費 用地費 本工事費 路 盤 費 橋 梁 費 隧 道 費 軌 道 費 停 車 場 費 車庫・検査修繕施設費 諸 建 物 費 電灯・電力線路費 通信線路費 運転保安設備費 防護設備費 連絡設備費 電車線路費 発電所・変電所費 工事用建物費 工事用機械費 工事附帯費 管理費								
合 計								

- (注) 1. 「雑収入」は、整備新幹線整備事業費補助交付要綱実施細目（平成4年8月6日付け鉄幹第44号の2・鉄施第145号の2）第4条の規定に定めるものを計上し、主な内訳を備考欄に記載すること。
2. 計画額に変更があった場合は、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更内容が明らかになるよう記載すること。
3. 実績額は、本報告の対象となる年度の繰入決定に係る額を計上する。
4. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。

(第7様式 別紙2)

年度整備新幹線整備事業完了実績調書

(費目)

(単位：円)

区 分		金 額			計	備 考
		本線工事※1 補助率 /	本線工事※2 補助率 /	共通経費 補助率 /		
計 画 額	A					
実 績 額	B					
雑 収 入	C					
補 助 対 象 額	$D = B - C$					
精 算 補 助 金 額	E					
補 助 金 既 受 領 額	F					
補助金未受領 (Δ 返還) 額	$E - F$					

- (注) 1. 「雑収入」は、整備新幹線整備事業費補助交付要綱実施細目（平成4年8月6日付け鉄幹第44号の2・鉄施第145号の2）第4条の規定に定めるものを計上し、主な内訳を備考欄に記載すること。
2. 計画額に変更があった場合は、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更内容が明らかになるよう記載すること。
3. 実績額は、本報告の対象となる年度の繰入決定に係る額を計上する。
4. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。
5. ※1欄には、本線工事のうち整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を除いた額を、※2欄には、整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を記載する。

(第 8 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業年度終了実績報告書

年度整備新幹線整備事業の終了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 1 0 号）第 1 0 条ただし書きの規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

年度整備新幹線整備事業年度終了実績表

(第8号様式 別紙)

年度整備新幹線整備事業年度終了実績表

(補助事業名)

(単位：円)

費 目	区 分	計画額 A	実績額 B	雑収入 C	補助対象実績額 D = B - C	計画額との差額 E = A - D	進捗率 B / A (%)	計画額との差額の内訳		備考
								繰越額	その他	
工事費										
用地費										
本工事費										
路 盤 費										
橋 梁 費										
隧 道 費										
軌 道 費										
停 車 場 費										
車庫・検査修繕施設費										
諸 建 物 費										
電 灯 ・ 電 力 線 路 費										
通 信 線 路 費										
運 転 保 安 設 備 費										
防 護 設 備 費										
防 連 絡 設 備 費										
電 車 線 路 費										
発 電 所 ・ 変 電 所 費										
工 事 用 建 物 費										
工 事 用 機 械 費										
工 事 附 帯 費										
管理費										
合 計										

- (注) 1. 計画額に変更があった場合は、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるよう記載すること。
2. 実績額は、本報告の対象となる年度の繰入決定に係る額を計上する。
3. 補助対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。

(第 9 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長

年度整備新幹線整備事業費補助の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった整備新幹線
整備事業の実施については、これを認定し、整備新幹線整備事業費補助の額を下
記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新
幹線整備事業費補助繰入基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 1 0 号）第 1
1 条第 1 項の規定により、通知する。

記

(1) 確定補助金額

円

(第 1 0 号様式)

番 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業費補助金概算繰入請求書

年 月 日付け 第 号をもって繰入決定を受けた整備新
幹線整備事業費補助について、下記のとおり概算繰入を受けたいので独立行政
法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平
成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 1 0 号）第 1 2 条の規定により請求します。

記

1. 整備新幹線整備事業費補助繰入決定額 円

2. 概算繰入請求額（第 回） 円

3. 概算繰入請求額算出基礎

（単位：円）

費 目	補助金 繰 入 決定額 A	概 算 繰 入 可能額 B	前回まで 概算繰入 受 領 額 C	今回概算 繰入請求 額 D=B-C	残 額 A-C-D	備 考
工事費						
用地費						
本工事費						
管理費						
計						